

# GOTTSO 阿波 会則

平成26年4月1日施行

# 「GOTTSO 阿波」会則

## 第1条 名称

「GOTTSO 阿波」(ゴッツォあわ)

## 第2条 目的

関西の台所と称される徳島県。その中でも生産額の多いといわれる阿波市において、阿波市の農産物の PR、ブランド野菜の生産、農業後継者の育成を主とし、地域の農業振興、農業を利用した観光を考え、その実現に努力することを目的とする。

## 第3条 事業内容

本会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農業の発展及び所得の増大改善に役立つ事業
- (2) 地域発展に役立つ事業
- (3) 会員相互の修練に必要な事業
- (4) 他団体との連携事業
- (5) その他必要と認めた事業

## 第4条 組織

- (1) 本会に次の役員を置く。

会長 1名 会長は会務を総理する

副会長 2名 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

会計 1名 会計は、会計事務に従事する。

監事 1名 監事は、会計事務を監査する。

顧問 若干名

相談役 若干名

- (2) 本会の会員

阿波市観光協会の会員に所属していること。

- (3) 入会

会員として入会しようとする者は、おおむね50歳までとし、入会申込書を会長に提出し、役員承認を得るものとする。

- (4) 退会

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 退会届を会長に提出し、役員会の議決により決定したとき。
2. 本人が死亡したとき。
3. 会費を2年以上納入しないとき。
4. 職務上の義務違反、その他会員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第5条 役員を選出

役員は、総会において互選し、その任期は2年とし再選を妨げない。

役員が任期中に辞任したとき、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6条 会合

本会は、次の会合をもつ。

- (1) 総会 総会は、原則として5月末日までに毎年1回開催する。
- (2) 役員会 役員会は、役員を持って組織し、会長または役員が必要と認めた場合開催し運営上の細部について審議する。
- (3) 定例会 定例会は、年10回程度開催する。  
以上の会合は、会長または役員がこれを召集する。

## 第7条 会費

本会の会費は年額1000円とし、毎年4月に徴収する。

## 第8条 予算及び決算

本会の予算は、総会において予算及び決算を議決する。

## 第9条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10条 顧問及び篤志指導者

本会に顧問・相談役及び篤志指導者を置くことができる。

## 第11条 事務局住所、連絡先

〒771-1703 徳島県阿波市阿波町東原173番地  
阿波市観光協会内 GOTTSO阿波事務局  
電話&FAX 0883-35-4211

## 第12条 会則の改廃

この会則は総会において、出席者の3分の2以上の賛成によって改廃することができる。

## 附則

この本会規約は、平成26年4月1日より施行する。

この本会規約は、平成28年6月7日より施行する。

## 細則

阿波市をもっと知ってもらいたい、新鮮食材を通して、まちの魅力を発信！！

1. 阿波市をこよなく愛すべし
2. 自分の生産物に自信と誇りを持つべし
3. みんなで情報を共有すべし